

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり審査意見を公表する。

令和6年10月4日

日立市監査委員

橋本 仁 一

同

吉田 修 一

令和6年8月8日

日立市長 小川春樹様

日立市監査委員 橋本仁一

同 吉田修一

令和5年度健全化判断比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

## 令和5年度健全化判断比率に関する審査意見

### 第1 審査の対象

- 1 令和5年度決算に基づく健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 上記健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和6年7月23日から令和6年8月8日まで

### 第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、日立市監査基準等に基づき、関係書類との照合及び計数の確認を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して審査した。

### 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.46
連結実質赤字比率	—	16.46
実質公債費比率	1.2	25.0
将来負担比率	—	350.0

(注) 表中の「—」は、該当数値がないものを表す。

令和6年8月8日

日立市長 小川春樹様

日立市監査委員 橋本仁一

同 吉田修一

令和5年度資金不足比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

## 令和5年度資金不足比率に関する審査意見

### 第1 審査の対象

- 1 令和5年度決算に基づく資金不足比率
  - (1) 戸別合併処理浄化槽事業特別会計資金不足比率
  - (2) 水道事業会計資金不足比率
  - (3) 下水道事業会計資金不足比率
- 2 上記資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和6年7月23日から令和6年8月8日まで

### 第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、日立市監査基準に基づき、関係書類との照合及び計数の確認を行い、あわせて関係職員から説明を聴取して審査した。

### 第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
戸別合併処理浄化槽事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

(注) 表中の「—」は、該当数値がないものを表す。